

第34回 総会議事録

1 開催の日時 令和5年4月27日(木) 午後2時00分～午後3時00分

2 開催の場所 島根県市町村振興センター6階 大会議室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第201号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第202号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第203号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第204号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第205号 非農地確認について

議 第206号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 61号 事務局長専決処分報告

4 出席委員(17名) 欠席委員(2名) 遅刻委員(0名)

1番	石倉 由美子 (出)	2番	足立 裕子 (出)	3番	勝田 達雄 (出)
4番	宮廻 彰夫 (欠)	5番	渡部 文明 (出)	6番	吉岡 幸雄 (出)
7番	角田 正紀 (出)	8番	古藤 俊光 (出)	9番	岸本 定朝 (出)
10番	角 智則 (欠)	11番	青砥 芳美 (出)	12番	磯部 美津子 (出)
13番	吉岡 雅裕 (出)	14番	松本 喜次 (出)	15番	永江 りえ (出)
16番	矢野 秀行 (出)	17番	富士本 数彦 (出)	18番	高橋 裕典 (出)
19番	三島 進 (出)				

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	永井 秀之	農地係主任主事	石原 裕子
農地係長	松浦 孝	農地係主事	岸本 康作
農地係主任	佐藤 努	行政専門員	森田 稔

6 会議内容

議 長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第34回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、4番委員、10番委員から提出されています。委員定数19名のうち、17人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。14番委員、15番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事と岸本主事をお願いします。それでは、議事にはいります。議第201号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

失礼いたします。それでは、議第201号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、7件15筆で、所有権移転、及び賃貸借権設定の案件です。

はじめに、1番の案件についてご説明いたします。申請は、菅田町の田6筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植機等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて2番の案件についてご説明いたします。申請は、長海町の畑1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は、居住地の近くに位置しており、耕作しやすいためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植機等の農業用機械を所有されています。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて3番の案件についてご説明いたします。申請は、大草町の田1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は自作地の隣地に位置しており、耕作しやすいためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて4番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町熊野の現況畑の田4筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として耕作するためです。受人の世帯は、耕運機、草刈り機、トラクター等の農業用機械を所有されています。取得後は、果樹と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて5番の案件についてご説明いたします。申請は、玉湯町湯町の畑1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として耕作するためです。受人の世帯は、草刈り機、農具等を所有されています。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて6番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町白石の田1筆を贈与す

事 務 局	局	<p>るものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、譲渡人からの要望のためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>最後に7番の案件についてご説明いたします。申請は、東忌部町の現況畑の田1筆に賃貸借権の設定をするものです。貸出人は、ご覧のとおりです。貸出理由は、借受人からの要望のためです。借受人は、ご覧のとおりです。借受理由は、試験栽培のためです。受人の世帯は、水耕栽培施設用機械等の農業用機械を所有される予定です。取得後は、農作物栽培高度化施設を設置し、水耕栽培をされます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 17 番 議	長 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第201号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第201号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第202号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>議第202号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の6ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。</p> <p>4条1番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の4筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅離れ及び倉庫です。転用面積は436㎡、所要面積は隣接する宅地と合わせて716.08㎡です。事業計画は、説明資料2ページの2筆に倉庫を、3ページの2筆と宅地に個人住宅離れを建築するものですが、どちらも追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 17 番 議	長 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第202号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第202号は、原案のとおり許可することに</p>

議 長 ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 202 号は、原案のとおり許可することに決します。次に議第 203 号「農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議第 203 号、今月の農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の 8 ページと併せて事業計画変更説明資料の 4 ページをご覧ください。
事業計画変更 1 番についてご説明いたします。本案件は、令和 4 年 8 月 30 日付けで農地法第 5 条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は八雲町東岩坂の 1 筆の一部で、●●●●●工事の施工に伴う現場事務所及び駐車場として使用するため、令和 5 年 3 月 31 日までの一時転用として許可していました。今回、追加工事を受注し引き続き使用するため、一時転用期間を令和 6 年 1 月 31 日までとする事業計画変更申請が提出されたものです。
以上、上程いたしました案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 1 7 番 委 員 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
長 現地調査は行っておりません。
長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 203 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 203 号は原案のとおり承認することに
ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 203 号は原案のとおり承認することに決します。次に議第 204 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議第 204 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 10 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 6 ページをご覧ください。
初めに、5 条 1 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西浜佐陀町の 3 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域、B 区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が 40%を超えていることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、長屋住宅です。転用面積は 81.91 m²、所要面積は隣接する宅地と合わせて 1,575.51 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して長屋住宅 2 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
次に、5 条 2 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は比津町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は 700 m²、所要面積も同様の 700 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事

業計画ですが、申請地を整備して隣接することも園の駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条3番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は比津町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は1,057㎡、所要面積も同様の1,057㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して近隣の事業所への貸駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条4番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は菅田町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は1,022㎡で、所要面積も同様の1,022㎡です。事業計画ですが、申請地を整備して、譲受人が経営する土木業の資材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条5番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の5筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は285㎡、所要面積は隣接する溜池と合わせて実測面積で307.99㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条6番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町多古の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、倉庫です。転用面積は62㎡、所要面積も同様の62㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を倉庫とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条7番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が40%を超えていることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は306㎡、所要面積も同様の306㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。なお、番号5番については現地調査を行っておりません。

議	長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 204 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 204 号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 204 号は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第 205 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>局</p> <p>それでは、議第 205 号、非農地確認についてご説明いたします。お手元の議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は 5 件 13 筆です。</p> <p>はじめに、1 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東出雲町春日の市街化調整区域、農用地区域外の田 1 筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道春日台 11 号支線と市道春日本線の交点から南側約 320 メートル進んだ地点の南側の地点に位置する 1 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、4 月 5 日に東出雲地区農業委員と事務局で現地確認を行いました。平成 15 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。</p> <p>つづいて、2 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、宍道町佐々布の都市計画区域、農用地区域外の田 8 筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、市道垣ノ内線と市道矢谷線の交点から南西側約 680 メートルの地点周辺に位置する 3 筆、同じく交点から南西側約 500 メートル進んだ地点の北西側約 50 メートルの地点周辺に位置する 2 筆、同じく交点から南西側約 400 メートル進んだ地点から約 530 メートルの地点の間の南側に位置する 3 筆の計 8 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、3 月 27 日に申請者立会いの下、宍道地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。平成 25 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。</p> <p>つづく、3 番から 5 番の案件は申請地の位置が近いため、利用状況については、まとめてご説明させていただきます。それでは 3 番の案件からご説明いたします。土地の所在は、八束町江島の農用地区域内の畑 2 筆です。申請人は、ご覧のとおりです。4 番の案件の土地の所在は、同じく八束町江島の農用地区域内の畑 1 筆です。申請人は、ご覧のとおりです。5 番の案件の土地の所在は、同じく八束町江島の農用地区域内の畑 1 筆です。申請人は、ご覧のとおりです。</p> <p>3 番から 5 番の土地の状況についてご説明いたします。申請地は、県道美保関八束松江線を南下し江島連絡道路との交点から南側約 60 メートル進んだ地点の東側約 45 メートルの地点周辺に位置する 4 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、4 月 5 日に申請者代理人立会いの下、八束地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は平成 14 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の雑木林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状態です。</p> <p>以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的</p>

事 務 局	議 長	<p>な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決します。議第205号は原案どおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第205号は原案どおり確認することに決します。次に議第206号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	議 長	<p>それでは、議第206号、松江市農用地利用集積計画の決定について、ご説明をいたします。はじめに、農用地利用集積計画の所有権移転について、所1は古江地区の案件で、譲渡人は管理できないため、譲受人は経営規模拡大に必要な農業用施設用地との要望があったため、所有権移転するものです。</p> <p>続いて、農用地利用集積計画の相対契約について、利1は朝酌地区、新規案件です。利2は持田地区、更新案件です。利3～5は竹矢地区、新規案件です。利6～8は大庭地区、利8は新規案件、利6、7は更新案件です。利9～13は忌部地区、更新案件です。利14は鹿島地区、更新案件です。利15～19は八雲地区、利19は新規案件、利15～18は更新案件です。利20～23は玉湯地区、利20は新規案件、利21～23は更新案件です。利24～32は宍道地区、利28、32は新規案件、利24～27、29～31は更新案件です。利33は八束地区、1筆は新規案件、1筆は更新案件です。</p> <p>今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田1,609.00㎡、畑0.00㎡、計1,609.00㎡、相対契約の地目別面積は、田93,632.00㎡、畑1,454.00㎡、計95,086.00㎡となります。以上、ご審議のほど、お願ひいたします。</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第206号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第206号は、原案のとおり決定することに決します。次に、報告に入ります。報告第61号「事務局長専決処分の報告書」を一括でお願ひします。</p>
事 務 局	議 長	<p style="text-align: center;">(報告)</p> <p>報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。</p> <p>以上で議事を終了しましたので、第34回松江市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員